

令和2年2月20日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

新型コロナウイルス感染症にかかる市主催等
イベント中止等及び市有施設の休館に関する
指針について

新型コロナウイルス感染症にかかる市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する
指針については、別紙のとおりです。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針

1 基本

市主催（実行委員会主催で市が関与しているものを含む。）のイベントの中止等判断及び市有施設の休館については、次の事項に基づき判断する。

2 イベント等中止又は延期に関する指針

(1) 中止又は延期を検討すべきイベント

次の①、②又は③のいずれかに該当し、濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高いもの。

- ① 不急なイベント
- ② 大規模なイベント
- ③ 不特定多数が集まるイベント

(2) 電子会議やネット中継等の代替手段を検討する。

(3) (1)、(2)を考慮し、なお実地に開催する場合は、次のこと留意し実施する。

① 事前の準備

発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方は参加をご遠慮いただく。

② 開催時の対応

- ・ 会場入り口に手指消毒の資材を配置する。
- ・ 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）の消毒を開催中に必要回数実施する。
- ・ せっけんによる手洗い、せきエチケットを励行すること等の注意事項をアナウンスする。

③ 主催者によるフォロー

主催者は参加者に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

3 市有施設の休館に関する指針

県内で同感染症の患者が発生した場合、濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高い施設については、施設の性格を考慮し、休館とすることがある。

4 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ隨時改正する。

5 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。